

第2章 信書便事業に係る施策

第1節 信書便事業の周知

1 信書便事業説明会の実施

総務省では、信書便事業のより一層の周知及び理解を図るため、全国各地で説明会を開催しています。信書便法施行前の平成15年から継続して実施しており、平成18年度末までに下の地図に示された箇所で開催しています。

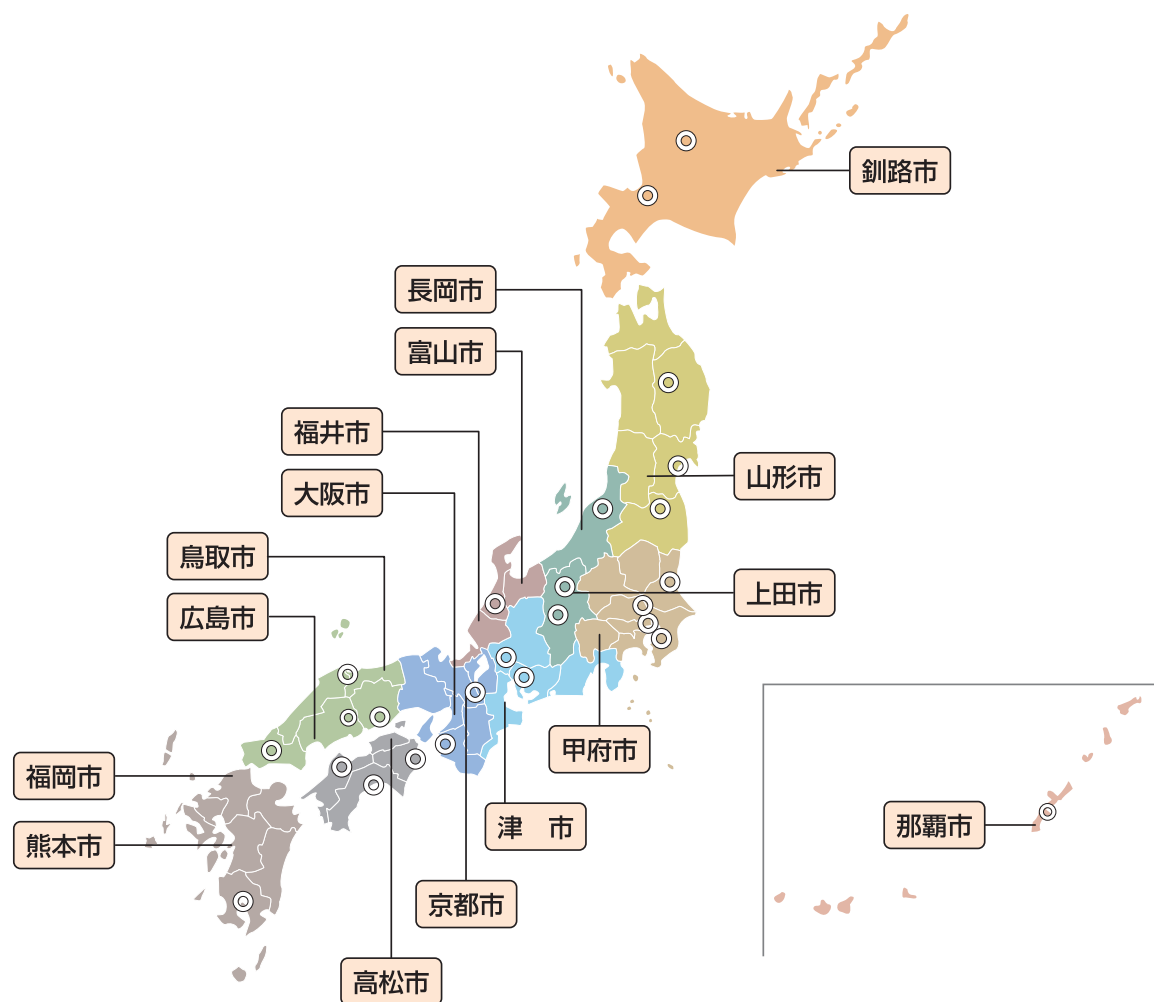
平成17年度からは、参入を検討する事業者向けのもの、利用者向けのものに分けて開催しており、参加者に応じて信書便事業を開始するための具体的な手続の方法や、信書便事業者に文書集

配業務等を委託する方法などについて説明を行っています。

説明会の開催その他のご要望・ご相談については、全国の各総合通信局及び沖縄総合通信事務所において随時受け付けていますので、巻末の連絡先までお問い合わせ下さい。

2 パンフレット等の作成・配布

「特定信書便事業のご案内」と題して、特定信書便事業の概要や開始するための手続などについて簡単に説明したパンフレットを、また信書便事業を開始するために提出が必要な書類などについ



※ 平成18年度に説明会を開催した都市は吹き出しで、平成17年度以前に開催した都市は◎で示しています。

て記載された「信書便事業に関する申請等の手引」を作成し、説明会等で配布しています。

さらに、「信書便管理者や配送員等に対する教育・指導を行うにあたって総務省として協力してほしい」との信書便事業者の要望に応え、信書便の業務に関するマニュアルを作成し、配布しています。

3 総務省ホームページ（HP）への掲載

平成15年度から、信書便事業に関する制度、申請の手引き、関連法令、参入事業者の概況（事業者名、住所、取り扱う役務の種類等）などを総務省HPに掲載しています。詳しくは下記URLをご覧ください。

<URL>

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

第2節

信書便事業者に適用される税制上の特例措置

信書便事業者に対しては以下に掲げる税制上の特例措置が適用されます。

1 地方税の特例措置（事業所税）

（1）制度の概要

事業所床面積及び従業員給与総額に対する事業所税について、一般信書便事業の用に供する施設に対しては非課税措置を、特定信書便事業の用に供する施設に対しては課税標準の特例措置（2分の1控除）を講じます。

（2）対象施設

一般信書便事業又は特定信書便事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設

（3）適用期間

期間の定めはありません。

2 国税の特例措置（法人税、所得税）

（1）制度の概要

中小企業者等^{*}が、一定の機械等を取得した場合には、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却との選択適用（一定の要件を満たすリース契約により賃借するリース資産についても税額控除を適用）が認められます。
※資本金1億円以下の法人又は従業員1,000人以下の個人等

（2）対象設備

- ①機械・装置（1設備の取得価額160万円以上、リース料総額210万円以上）
- ②事務処理の能率化等に資する器具・備品（電子計算機、インターネットに接続されたデジタル複合機：1設備又は同一種類の複数設備の合計が120万円以上、リース料総額160万円以上）
- ③ソフトウェア（データベース管理ソフトウェア等を除く：取得価額70万円以上、リース料総額100万円以上）
- ④普通貨物自動車（車両総重量3.5トン以上のもの）
- ⑤内航船舶（ただし取得価額の75%が対象）

（3）適用期間

平成20年3月31日までです。

1 「個人情報の保護に関する法律」の施行

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、個人情報を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。その反面、個人情報が誤った取扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が平成15年5月に成立し、公布されました。この法律は、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるよう、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報保護法は、民間事業者の個人情報の取扱いに関して各分野に共通する必要最小限のルールを定めています。平成16年4月に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」では、各省庁は、こういった事情を踏まえてそれぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討することとされています。

2 「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」の開催

信書便事業分野においては、信書便事業者の参入状況や前述の「個人情報の保護に関する基本方針」等を踏まえ、信書便事業分野における個人情報保護のガイドラインの在り方の検討に資することを目的に「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」を開催しました。

3 検討状況

研究会は、平成18年12月から平成19年6月まで5回の会合を開催しました。研究会では、信書便事業者における個人情報保護の取組の実態を把握するため事業者へのヒアリングや調査を実施したほか、諸外国の個人情報保護法制や、「信書」の

秘密の保護という信書便事業に特有の規律と個人情報の関係について、検討を行いました。検討の結果、ガイドライン策定に当たっての基本的な考え方及び具体的なガイドライン案が提示されました（資料5参照）。今後、総務省では、研究会の提言を受け、更なる検討を行った上でガイドラインの策定を行うこととしています。

注：標記研究会の開催状況や議事録、報告書等については、総務省HPに掲載しています。詳しくは下記URLをご覧ください。

〈URL〉

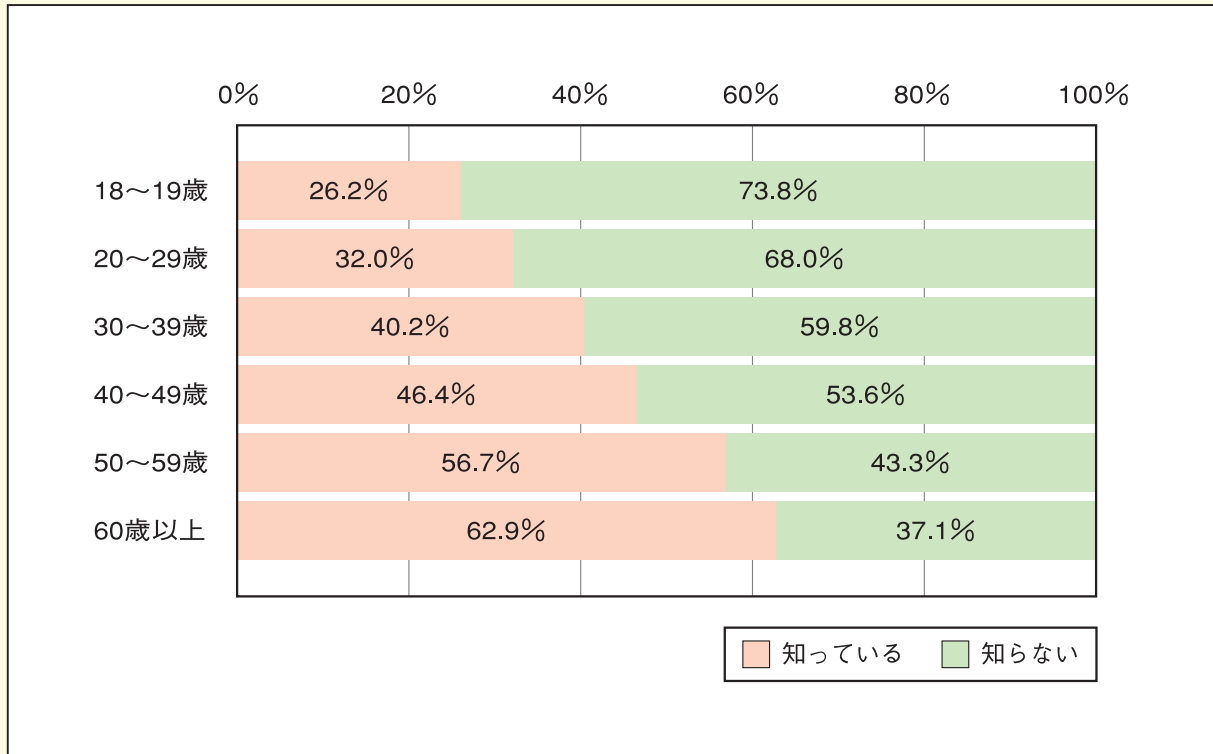
http://www.soumu.go.jp/yusei/kojin_hogo/index.html



信書便に関する需要動向調査の結果概要

総務省では、信書便事業に関する政策立案の参考にするため、信書便事業についてアンケート調査を実施しました。その結果のうち、信書便事業の認知度についての概要は、以下のとおりです。

「『信書』を送付できるのは、日本郵政公社と民間の信書便事業者だけだということを知っていますか。」という質問をしたところ、以下のような結果になりました。



一方で、「民間の信書便事業者を利用して、『信書』を送付したことがありますか。」という設問において、「ある」と回答した方に具体的な事業者名をお聞きしたところ、日本郵政公社やいわゆる「メール便」事業者名を挙げた回答がみられました。

「信書便事業者」と「日本郵政公社」・「メール便事業者」を混同している例が多いという調査結果を踏まえ、メール便との違いを含め、信書や信書便事業について、今後もより一層の周知・広報を図ってまいります。

注：メール便：大手運送事業者等が提供する、書籍、雑誌、商品目録など比較的軽量の荷物を配達するサービス。対面で引き渡す宅配便とは異なり、荷物は郵便受箱などに投函されます。なお、信書の送達は日本郵政公社と信書便事業者のみが行うことができるとされており、メール便では信書を送付することはできません。